令和５年度第１回

埼玉県南部地域医療構想調整会議の開催（書面開催）について

【開催の趣旨】

　　令和４年度の診療報酬改定に当たり、紹介受診重点医療機関に関する制度が設けられ、

　今年度から新たに『紹介受診重点医療機関』が設けられることとなりました。

　　これは、患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に

応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診するというものです。また、患者の状態が落ち着いた場合には、紹介受診重点医療機関からの逆紹介を受けて地域に戻る受診の流れを明確化しようとするものです。病院の外来患者の待ち時間短縮や病院勤務医の外来負担軽減等を狙ったものです。

　　この紹介受診重点医療機関となるためには、

　ア　紹介受診重点外来の基準（※）を満たし、当該医療機関が紹介受診重点医療機関と

　　なる意向があること

　　（※　初診に占める紹介受診重点外来の割合４０％以上、かつ再診に占める紹介受診

　　　　重点外来の割合２５％以上）

　イ　紹介受診重点医療機関として公表することについて、医療構想調整会議等において

　　地域での協議が整っていること

　ウ　県が紹介受診重点医療機関として公表すること

　です。（詳細は、添付の資料１、参考資料１を参照。）

　　紹介受診重点医療機関になると、

　・　紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴取できる（一般病床２００床以上の

　　場合）

　・　新しく設けられた『紹介受診重点医療機関入院診療加算』（入院初日に800点）を算

　　定できる（ただし、この加算を算定した場合には従前からある地域医療支援病院入院

　　診療加算(1,000点)は別に算定できない。）

　・　新設された『連携強化診療情報提供料』（紹介患者一人につき月１回150点）を算定

　　できる

　等の診療報酬が措置されます。

　　今回は、紹介受診重点外来の基準を満たし、紹介受診重点医療機関となる意向のある

　医療機関（添付資料１の❶に区分される医療機関。当地域では４病院あり、資料１の２

　ページに記載）について、７月中に地域で協議を行い協議の整った医療機関については

　紹介受診重点医療機関として８月１日から公表して保険の加算算定を可能とするため、

　急ではありますが、書面会議を開催するものです。

　　添付の『議題説明』、資料１、参考資料１等をご覧いただいて、『別紙様式』に紹介受

　診重点医療機関として公表することについての御意見を医療機関ごとに記載していただ

　き、令和５年７月２１日（金）までに、メールで御回答ください。

　〇　メール送信先アドレス：h6261112@pref.saitama.lg.jp